

◎ 民事裁判手続を訴え提起から判決に至るまで全面的に IT 化

【法令名】

民事訴訟法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和 4 年 5 月 25 日 号外第 111 号 7 ページ
【法令番号】	令和 4 年 5 月 25 日 法律第 48 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	一部の規定を除き、公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>一 民事訴訟法の一部改正関係</p> <p>1 映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等 映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論に関する規定等を設けることとした。(第 87 条の 2 関係)</p> <p>2 訴訟記録の閲覧等 電磁的訴訟記録の閲覧等に関する規定等を設けるとともに、秘密保護のための閲覧等の制限に関する規定等を改めることとした。(第 91 条～第 92 条関係)</p> <p>3 送達 電磁的記録の送達に関する規定を設けるとともに、公示送達に関する規定等を改めることとした。 (第 100 条、第 109 条～第 109 条の 4、第 111 条及び第 112 条関係)</p> <p>4 電子情報処理組織による申立て等 電子情報処理組織による申立て等に関する規定を改めるとともに、電子情報処理組織による申立て等によらなければならない場合に関する規定等を設けることとした。(第 132 条の 10～第 132 条の 13 関係)</p> <p>5 申立人の住所、氏名等の秘匿 申立人の住所、氏名等を秘匿する決定をすることができることとし、これに関する規定を設けることとした。 (第 92 条及び第 133 条～第 133 条の 4 関係)</p> <p>6 口頭弁論 口頭弁論に係る電子調書の作成等に関する規定を設けるとともに、通訳人に関する規定等を改めることとした。</p>

(第 151 条、第 154 条、第 160 条及び第 160 条の 2 関係)

7 争点及び証拠の整理手続

音声の送受信による通話の方法による弁論準備手続に関する規定及び書面による準備手続に関する規定等を改めることとした。(第 170 条、第 171 条及び第 175 条～第 176 条の 2 関係)

8 証人尋問

映像と音声の送受信による通話の方法による証人尋問に関する規定及び尋問に代わる書面の提出に関する規定等を改めることとした。(第 203 条、第 204 条及び第 205 条関係)

9 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する規定を設けることとした。

(第 231 条の 2 及び第 231 条の 3 関係)

10 判決

判決書の作成に関する規定等を改めることとした。(第 252 条～第 257 条関係)

11 法定審理期間訴訟手続に関する特則

裁判所は、当事者の双方の申出等に基づき、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をすることとし、当該手続に関する規定を設けることとした。(第 381 条の 2～第 381 条の 8 関係)

12 その他の改正

当事者、訴訟費用、訴訟手続、訴えの提起前における証拠収集の処分等、訴え、口頭弁論及びその準備、証拠、裁判によらない訴訟の完結、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則、控訴、再審、手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則、少額訴訟に関する特則並びに督促手続に関する規定を改めることとした。

(第 45 条、第 71 条、第 79 条、第 89 条、第 92 条の 2、第 92 条の 8、第 93 条、第 94 条、第 97 条、第 128 条、第 132 条の 2～第 132 条の 7、第 137 条の 2、第 161 条～第 163 条、第 185 条～第 187 条、第 215 条、第 215 条の 3、第 218 条、第 227 条、第 232 条の 2、第 235 条、第 261 条、第 264 条、第 267 条、第 267 条の 2、第 277 条の 2、第 278 条、第 280 条、第 285 条、第 338 条、第 352 条、第 357 条、第 378 条、第 387 条、第 388 条、第 397 条及び第 399 条関係)

	<p>二 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正関係 訴えの提起の手数料の額及び納付方法等に関する規定を改めることとした。(第 3 条、第 8 条、第 11 条及び別表第 2 関係)</p> <p>三 人事訴訟法の一部改正関係 映像と音声の送受信による通話の方法によって手続に参加した当事者が、離婚の訴えに係る訴訟において和解等を行うことができることとした。(第 37 条関係)</p> <p>四 家事事件手続法の一部改正関係 映像と音声の送受信による通話の方法によって離婚についての調停等を成立させることができることとした。 (第 268 条及び第 277 条関係)</p> <p>五 民事執行法の一部改正関係 差押債権者等の住所等について秘匿決定がされた場合に、第三債務者に対し、供託命令を発することができることとした。 (第 161 条の 2 関係)</p> <p>六 その他 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるとともに、関係法律の規定の整備等を行うこととした。 (附則第 2 条～第 126 条関係)</p>
<p>【改正される法令】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) ・ 民事訴訟費用等に関する法律 (昭和 46 年法律第 40 号) ・ 人事訴訟法 (平成 15 年法律第 109 号) ・ 家事事件手続法 (平成 23 年法律第 52 号) ・ 民事執行法 (昭和 54 年法律第 4 号) ・ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) ・ 担保付社債信託法 (明治 38 年法律第 52 号) ・ 鉄道抵当法 (明治 38 年法律第 53 号)

- ・ 公証人法（明治 41 年法律第 53 号）
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- ・ 裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）
- ・ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
- ・ 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）
- ・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）
- ・ 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）
- ・ 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
- ・ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）
- ・ 民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）
- ・ 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）
- ・ 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和 32 年法律第 94 号）
- ・ 企業担保法（昭和 33 年法律第 106 号）
- ・ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- ・ 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）
- ・ 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）
- ・ 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）
- ・ 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
- ・ 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）
- ・ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・ 公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）

- ・ 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和 45 年法律第 115 号）
- ・ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和 50 年法律第 94 号）
- ・ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）
- ・ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）
- ・ 預託等取引に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号）
- ・ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）
- ・ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号）
- ・ 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）
- ・ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成 5 年法律第 44 号）
- ・ 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）
- ・ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）
- ・ 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）
- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）
- ・ 弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成 12 年法律第 75 号）
- ・ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）
- ・ 労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）
- ・ 総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）

WestlawJapan 法令あらし

- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）
- ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）
- ・ 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成 21 年法律第 24 号）
- ・ 非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）
- ・ 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成 23 年法律第 126 号）
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成 25 年法律第 48 号）
- ・ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）
- ・ 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）
- ・ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）
- ・ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）
- ・ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和 2 年法律第 38 号）